

CHUO SOGO LPC NEWS



弁護士法人 CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通島丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2025 新春号

2025年1月発行 第117号



謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。皆様には、健やかに新春を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は格別のご厚誼を賜り、誠にありがとうございました。

昨年8月に移転した大阪事務所では新しいオフィスにも慣れ、心機一転、弁護士・職員一同、鋭意業務に取り組んでおります。とりわけ、会議室と執務室の間に「パティオ」と呼ばれる図書室と談話室を兼ねたスペースを設けたのですが、そこで若手弁護士が活発に議論したり、弁護士や職員間の交流が行われているのを見ると、狙い通りの成果をあげていると感じています。リモートワークが増えましたが、やはり、何気ない会話を含めた日常的な対面のコミュニケーションが業務の効率化や職場環境の向上において重要であることを実感しています。

当事務所は、GlobalawおよびTAG Lawという2つの国際的法律事務所ネットワークに加盟しております。昨年10月は、チェコ・プラハで開催されたTAG Law総会、11月には香港で開催されたGlobalaw会議に出席しました。いずれの会議でも主要なトピックとなったのは、AIの活用方法でした。英語圏ではAIの発展が他の言語圏よりも進んでおり、弁護士業務においても、例えば「〇〇についての法律意見をドラフトせよ」といった指示を与えると、瞬時にそれなりのドラフトが生成されるまでに至っています。法律問題は、条文や判例等に基づく「法的解釈」と、その法的解釈を具体的事実当てはめる「あてはめ」に大別されますが、法的解釈に関しては判例や文献等の膨大なデータをAIが取り込むことで、早晩、AIの方がより高度な分析を行えるようになるかもしれません。

私たちの事務所でも、このような時代の流れに対応すべく、所内の各弁護士がこれまでに作成した文書や検討メモをクラウドの生成AIに取り込むことで、過去の知見を効率的に活用できる「CLO版AI」

の開発を進めており、本年中にはその利用を開始する予定です。

とはいえ、弁護士の本質的な役割は、法律の枠組みの中で当事者間の利害を調整することにあります。そのため、最終的には人間同士の信頼と経験が最も重要である点は、これからも変わらないと確信しています。

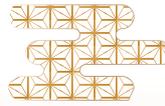
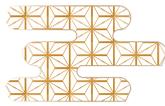
本年より、東京事務所の小宮俊弁護士がパートナーに就任いたします。大変フットワークが良い小宮弁護士は、金融庁出向の経験を活かし多岐にわたる分野で成果を上げており、必ず皆様のお役に立てると確信しております。また、東京事務所の土肥俊樹弁護士が昨年12月より経済産業省貿易経済安全保障局に出向いたしております。急変する国際情勢のなか、輸出入に係る企業において経済安全保障分野はますます重要性を増しており、出向終了後に専門家として大いに活躍してくれるものと期待しています。

本年も、事務所一丸となり、皆様の法的ニーズに迅速かつ的確にお応えして参る所存です。どうぞ引き続きご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

謹賀新年



旧年中は大変お世話になり、
有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け
職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 村野 譲二

最近、文楽、歌舞伎、能楽といった上方文化に触れる機会が増えました。

これら日本の古典芸能はユネスコの無形文化遺産になっており、すべて上方が発祥です。現実離れたストーリーながら、それぞれ趣きがあり、慣れると楽しいものです。

さて、当事務所は、昨年、新事務所に移転して業務体制をより整備し、皆様方のニーズに迅速に応えたいと考えております。

本年もよろしくお願い致します。



弁護士 安保 智勇

昨年話題といえど何とんでも10年7億ドルの多額の契約金でドジャースに移籍した大谷翔平でしょう。連日ニュースで報道された50-50など彼の活躍はメジャーリーグに関心のなかった私までついつい引き込まれてテレビ放送を見てしまいました。プレー以外の立ち振る舞いも誠実であり、日本人として本当に誇らしく思います。二刀流に復活する彼が今年どのような活躍を見せてくれるのか本当に楽しみです。



弁護士 中光 弘

弁護士30年を超えましたが、毎日楽しく仕事をさせていただいております。自分には見えていないという事実があるだろうかと掘り下げ、自分が考えたことがないという問題があるだろうかと掘り下げるのが楽しいのだと思います。昨年大阪事務所は移転したわけですが、場所は変わっても人間まで変わったわけではありません。変えてはいけないところは変えず、変わるべきところは変えながら、本年も仕事に邁進したいと思います。



弁護士 中務 尚子

香港にて30代の男性弁護士から、竹内まりやのファンだと言われ、大いに盛り上がりました。日本のシティポップなるものが、一回りして世界で脚光を浴びているようです。

今年もご依頼いただいているクライアントの皆様喜んでいただけるよう着実に進んでいきたいと思っております。尚子先生じゃないといやなんですと言われるように頑張ります。

写真は香港の地元のお店にて。ワンタン麺を前にもはや恥ずかしいほど嬉しそうな笑顔の私。



弁護士 村上 創

昨年の夏は、ローマとナポリ周辺に行ってきました。ローマ帝国の遺跡とバチカンが目的でした。西暦80年建造のコロッセウムの複雑で合理的な構造、コンクラーベの煙が出てくる煙突の場所（システーナ礼拝堂）、スイス衛兵の衣装、フェラーリ特急、ポンペイの居酒屋跡、アマルフィ大聖堂のイスラムの香りが印象的でした。大都会ですが、時間はのんびりと流れており、終始気持ちの良い旅程でした。今年もよろしくお願い致します。



弁護士 小林 章博

昨年は弁護士登録25年の節目の年。司法修習の同期として学んだ仲間たちとの集いがあり、弁護士だけでなく裁判官や検察官としてそれぞれの世界で責任をもって仕事に取り組んでいる姿を目にし、大いに刺激を受けました。クライアントの皆様にも最良のアドバイスができるよう、今年もチャレンジ精神をもって知識や経験をアップデートして参ります！



弁護士 錦野 裕宗

本年も、提供された事実関係を整理し、同じものを見ながら一緒に頭を捻り、論点をシンプルにたうえてベストな次の一手を模索する、というクライアント企業との協業・共創に全力投球を致します。企業の経営判断を法的ロジックで勇気づける役割を担う所存です。蛇のように脱皮して、大いなる成長の年にしたいと思っております。写真は、「VIVANT的な灼熱の鳥取砂丘と俺」です。



弁護士 鈴木 秋夫

大阪弁護士会には7つの会派があるのですが、令和4年度に大阪弁護士会副会長を務めた関係で、去年4月から所属会派の幹事長に就任しており、500人規模の組織の運営責任者となっています。大阪弁護士会内の幹事長会の構成員にもなっており、責任が重く、苦勞も多いですが、他の会派の幹事長を含めて当事務所外の弁護士と関わる機会が多く、弁護士としての人脉や視野の拡大にも繋がるものと考えて、積極的に取り組んでいます。



弁護士 藤井 康弘

昨年は健康維持もかねてランニングを始め、週末にジムのランニングマシンや自宅近くの河川敷を走っています。いい気分転換になっています。同期の弁護士が毎年出場しているハーフマラソンに参加することを目標にしているのですが、これまでの運動不足もあり、足や腰を傷めることが多々あります。体と相談しながら、無理なく頑張っていければと思います。仕事も迅速丁寧を心がけていきますので、今年も一年宜しくお願ひいたします。



弁護士 國吉 雅男

昨年初めて三井住友VISA太平洋マスターズのインサイドロープツアーに参加しました。このツアーは普段はギャラリーが入ることのできないロープの内側を歩きながら特定の組に9ホール帯同するという観戦方式ですが、平田拳聖、池田勇太というトッププロのショットを間近でみることができ感激しました。また、石川遼選手の勝負を決めた18番の2ndショットにはとても感動しました(添付の写真は、昨年人生で初めて江の島を訪れたときのものです)。



弁護士 瀧川 佳昌

弁護士になり、丸20年が経過しました。年々法律は複雑になる一方で、それに関連するAI等のITツールはそれ以上に進化し、非常に簡単に基礎的な知識が入手できる時代になってきたと感じます。このような時代に求められるプロフェッショナルとは何かと考えますと、いかんして依頼者の皆様の課題を満足のいく形で解決するかという解決力ではないかと思ひ至ります。本年も依頼者の皆様に最適な解決を提示できるよう精進しますので何卒よろしくお願ひいたします。



弁護士 金澤 浩志

しばらく海外へ出ていなかったのですが、昨年はオーストラリア、台湾、チェコへ行く機会を得ました。現地の喧噪、空気、温度、食、そして人の息遣いなど、インターネットを通じた電子情報では得られない五感を通じた経験は何ものにも代え難いと改めて感じました。誰がどういふ意図の下に流布させたか判然としないう不確かな情報に踊らされるのではなく、自ら実際に見分して得た情報や感覚を大切にしていきたいところです。



弁護士 堀越 友香

昨年春に、前年の広島サミットに倣って、広島平和記念公園や厳島神社を巡りました。改めて、身近に戦争のない時代に生まれ育ったことの貴重さと、次の世代のために平和を守る責任を強く感じました。今年はより広い視野をもって業務に携わり、幸せを分かち合える社会が実現されるよう尽力したいと考えています。(写真は、厳島神社の干潮時の大鳥居にて)



弁護士 平山 浩一郎

数年前からお城巡りをしております。日本100名城のうち55のお城に登城いたしました。熊本城や姫路城のような、石垣や天守閣のある近世の立派な城郭もいいですが、高取城や鬼ノ城のような、自然を感じながら想像力をかき立てられる山城もまたいいものです。100名城を踏破すべく、今年も休日は全国を駆け巡りたいと思ひます。写真は、お城とは何らの関係もないシンガポールのガーデンズ・バイ・ザ・ベイでの1枚です。



弁護士 古川 純平

大阪事務所は新しいビルに移転し、所属弁護士の人数も順調に増加し、それに比例して案件も増えていると感じています。今年もクライアントの皆様様の様々なニーズに応えられるよう事務所メンバー一丸となって対応させていただきます。プライベートでは、子供達に振り回されています。それぞれ性格が違い、けんかすることも多いので日々騒がしいですが、今しかできない経験だと思ひ、子育てを楽しませてもらっています。



弁護士 山田 晃久

昨年は震災からの始まりでしたが、その後は、パリ五輪での日本人選手たちの活躍や、米大リーグでの大谷翔平選手の大記録と、心躍る話題が続きました。プライベートの方では、相変わらず週末は子供たちのサッカーのサポートや応援でしたが、次男の少年団が都大会で歴代最高の成績を残すなど、ひたむきに頑張る姿に感動と刺激をもらいました。本年もクライアントを取り巻く課題の解決に向け、全力で業務に打ち込んで参ります。



弁護士 赤崎 雄作

昨年のGWに佐渡島に旅行に行きました。佐渡島出身のユーチューバーが小学生の間で大流行しており、長男が興味を持ったことがきっかけでした。

ユーチューブに代表されるように、現在はSNS等にて真偽を問わずあらゆる情報が拡散されており、それが選挙にまで影響を及ぼすような時代となりました。

とは言え、我々の業務は、原典にあたる、現物・現場を見て事実を把握することが基本になりますので、基本的に忠実に、業務に邁進したいと存じます。



弁護士 角野 佑子

大阪事務所は昨年移転し、心機一転した年となりました。そして、仕事面においてもクライアントの皆様との連携をより深め、幅広くご依頼を頂けた年となりました。本年もより良いリーガスサービスの提供に努めてまいります。

昨年の挨拶で毎年新しいことを始めることを目標にしていると書きました。今年は美術館巡りをし、感性を磨く予定です。写真は、大塚美術館にて芸術にふれた後、DMVに乗りし、秋晴れの徳島の海辺で撮影したものです。



弁護士 浦山 周

当事務所に入所してから10年が経とうとしていきます。振り返ると、成長したところもありますが、克服すべき課題等はたくさんあります。本年は、より強く課題等を意識し、気持ちを引き締めて日々の業務に取り組みたいと思います。本年も引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。(写真は、昨年夏、松江城天守閣の前で撮影したものです。とても暑くて日陰で撮影しました。)



弁護士 鍛冶 雄一

昨年は、夏のオリンピックシーズンだったこともあり、多くのアスリートの活躍に感動するとともに、各会場に数多くの観客が集まっているのを見るにつけ、前回オリンピックからの変化や経済社会活動の回復等に思いを馳せておりました。私自身は体力の衰えを実感した一年でしたが、今年も、健康管理に留意しつつ、平時の業務のみならず執筆など様々な活動にも精を出してまいりたいと思います。本年も、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



弁護士 高橋 瑛輝

明けましておめでとうございます。写真は、昨年3月に私が社外監査役を務める会社が東証グロース市場に新規上場を果たした際のもので、課題を乗り越えながら上場に向け努力する役員の方々の姿に刺激を受けましたし、私自身にとっても貴重な経験となりました。8月には大阪事務所の移転もあり、まさに「変化」を感じる1年だったといえます。本年も、様々な変化の中で着実に成長し、クライアントの皆様へ貢献できるよう邁進したいと思います。



弁護士 岩城 方臣

昨年から雌の柴犬を飼い始めました。散歩に連れて行くトリドを引きちぎらばかりに突き進み、目が離せません。イギリスには「子供が生まれたら犬を飼いなさい」という諺があるようですが、最近、わが家の犬も、人前で話すことが苦手な子供に自信をつけてもらうため子供に寄り添って絵本の音読を聞く「読書介助犬」活動に参加し始めました。私も、仕事やプライベートで、色々な人の話に耳を傾けて寄り添う姿勢を見習っていきたくと思います。



弁護士 大澤 武史

あっという間に3歳となり、おしゃべりしたり走り回ったりと何事にも意気衝天の勢いの次男に圧倒されつつも家族皆で楽しく過ごすことができた一年でした。

本年も、子を見做って公私ともに、さまざまなことに関心を持ち、困難を恐れずに挑戦していくとともに、常日頃の研鑽に努め、皆様に最善のリーガルサポートを提供していく所存です。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

(写真は、沖繩の水族館での餌やり体験中のコマです。)



弁護士 本行 克哉

昨年は、スタートアップ・エコシステムの発展のために尽力してまいりました。プロボノ活動としての学生起業家との勉強会の開催や起業支援、スタートアップ関連法規制の見直しに向けたロビーイング活動、外部の士業団体とともにスタートアップ用の各種契約書の雛型開発などを行ってまいりました。

今年も引き続き取扱業務と近いところで微力ながら社会貢献活動を行ってまいります。

写真は淡路島の温泉プールへ家族旅行に行った際の一枚です。



弁護士 西中 宇紘

今年4月13日より、いよいよ大阪・関西万博が大阪の夢洲で開催されます。大阪市内では、万博開催に向けて至る所で様々な開発・整備が進み、より洗練されたビルやタワーマンション、ホテルなどが建設されており、私が大阪市に移り住んだ3年前と比べても大きく様変わりしています。弊所も、時代の流れに乗って(?)昨年8月に大阪事務所が新しい立派なビルに移転しました。周囲の環境が変わっていく中でも、弁護士としての初心を忘れず、日々精進して変化に対応していきたいと思っています。



弁護士 大口 敬

1年に何回海に行きますか。多くの方が夏に1,2回ではないでしょうか。私も子どもの頃から、身体がべたつく、着替えるのが面倒といった理由で海を避けがちでした。弁護士になる直前に始めたサーフィンですが10年経ちます。マリンスポーツを始めると、海は来週行くか行かないかです。それを10年でするので当たり前ですが海には何の抵抗もありません。ただ、サーフインは自然相手ですので場所やコンディションにより思うようにならないときもあります。弁護士になって10年が経ちました。経験を積み重ねてきましたが、環境は急速に変化していることを意識し、慢心しないよう引き締めてこの1年を過ごしたいと思います。



弁護士 富川 諒

新年あけましておめでとございます。我が家では、愛犬を連れてドライブ旅行が恒例行事で、昨年の夏は瀬戸内海を一周してきました(写真はそのときのものです)。近年は犬も宿泊可能なホテル・旅館が増えてきており、愛犬家としては嬉しい限りです。公私ともに充実した日々を送ることができずとも、ひとえにクライアントをはじめとする皆様のおかげです。皆様のお役に立てるよう、本年も精進してまいります。



弁護士 小宮 俊

新年明けましておめでとございます。昨年も、全国を飛び回り、多くのクライアントの皆さまとの出会いに恵まれるなど、非常に充実した1年になりました。今年も、皆さまからのご期待に応えられるよう、引き続き自らの強みを磨き深化させながら、弁護士の枠にとらわれることなく、新たな分野に果敢に挑戦する1年にしてまいります。本年もどうぞよろしく願ひいたします。(写真は、昨年からはじめた、今世界で最も成長しているスペイン発祥のラケットスポーツ「パデル」を、埼玉県所沢市にある日本初のパデルコートにて楽しんで撮影したものです。)



弁護士(シニアカウンセラー) 中務 嗣治郎

昨年、満88歳の米寿を迎え、弁護士在職60年を超えましたが、お蔭さまで元気に活動しています。新事務所にも漸く慣れ、堂島川や中之島公園を眼下に大阪市街や遠く生駒山系を望みながら、楽しく執務しています。昨年の8月、夏期休暇を利用して北イタリアのドロミテ渓谷で静養し、大自然の峻厳さに驚嘆しながら、英気を養ってきました。写真は秀峰サツソルンゴ(標高3,181m)を背景に撮ったスナップです。



弁護士(シニアカウンセラー) 岩城 本臣

事務所移転先の「堂島浜タワー」用地は、以前は三菱銀行と三菱商事の関西の拠点でした。更に200年前の江戸時代、この一帯は各藩の蔵屋敷があり、全国各藩の物流拠点でした。今、私の執務室からは眼下に、株の相場師岩本栄之助が寄附した「中央公会堂」や、戦後破綻した安宅産業の東洋陶磁器を請われて買収した住友グループが大阪市に寄附した「東洋陶磁美術館」、そして世界的建築家安藤忠雄が設計・寄附した図書館「子ども本の森中之島」が見えます。夜にはこれらを囲む堂島川、土佐堀川がライトアップされ、市民の憩いの中心になっています。



弁護士(シニアカウンセラー) 森 真二

昨秋、京都東大路通沿い京大の一角に安藤忠雄氏デザインによる円形のひときり目立つ建物「がん免疫総合研究センター」が完成しました。製薬会社や篤志家の寄付に頼るところが大きいのですが、国や自治体には一部の企業や篤志家に頼るのではなく、手厚い研究の体勢づくりを一層願ひたいところです。ここから発信された成果によりいつの日か「ガン」も過去の病気となるのでよいね。健康で実り多き年でありますように。



弁護士(シニアカウンセラー) 加藤 幸江

昨秋にライフサイエンスセミナーを受講しました。いのちとは何かということを科学の視点から捉えたもので、遺伝子、ゲノムDNA、ゲノム編集技術、AIと脳科学研究などを6回にわたって大学等の研究者からお聞きできました。いのちを取り巻く問題の解明の進歩には各分野ともめざましいものがあり、ヒトが150年生きるのも夢ではないかもしれないと思いました。

今年もいろいろなことを学びたいと思います。(写真は、夏に大阪の藤田美術館を訪れたときのものです。)



弁護士(オブカウンセラー) 森本 滋

この4月大学入学60周年を迎えます。ゼミの同期会はいつも東京で開催していますが、今年は5月に京都で開催する予定です。少しずつ参加者が少なくなってきたり、寂しくも感じますが、改めて仲間とともに、健康であることに感謝し、60年前の学生時代を思い起こし、美酒を楽しみ、今年1年の英気を養いたいと思います。

写真の説明「下呂温泉のチャップリン像と並んで」



客員弁護士 八木 良一

先日、現役OBの裁判官達と歓談する機会がありました。裁判所が抱える様々な問題に話が及び、民事では、1審判決に争点の捉え方の誤りがあり、高裁では苦勞されているようでした。当事者主義的運用が徹底し、裁判官が積極的に要件事実の整理をしなくなり、致し方ないとの意見も出ました。

昨年からは事務所全体がワンフロアになり、事務所全体のコミュニケーションが一層活発化しています。本年も、新たな司法の動きにも対応できるように努力したいと思っています。家ではカブトムシの世話が続きます。



弁護士 松本 久美子

昨年8月に事務所が移転し、綺麗な環境で、新たな気持ちで仕事に取り組んできました。この綺麗で集中できる環境を保つことが今年の目標の一つです。写真は去年の2月にハウステンボスに行った際のものです。当時、長男がイヤイヤ期真っ只中でしたが、最近は少しイヤイヤの頻度も減っており、成長を感じます。私も日常生活でも仕事でも成長できるように頑張りたいと思います。



弁護士 田中 幸佑

検察官から弁護士となってもうすぐ2年となります。これまで、企業等におけるコンプライアンス関連案件、不正・不祥事件における調査対応など、様々な案件に携わらせていただきました。

本年も、クライアントの皆様のご信頼を得られるよう、一つ一つの業務に真剣に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(写真は、音楽的素養の全くない私が、最近趣味として始めてみたバイオリンの練習風景です。)



弁護士 新澤 純

昨年は様々なクロスボーダー案件に従事させて頂き、業務における渉外案件が占める割合は、留学前は10~20%程度でしたが、現在は40~50%程度に上昇しています。

年末年始にかけて、海外市場に打って出る日本企業をサポートしたいという思いから、「日本企業が米国で越境ECを行う際の法的留意点―グリーンウォッシュ、ダークパターン等近時の論点を踏まえて―」というセミナーを開催させて頂いております。

将来的には、英語でのセミナーも実施して、インバウンド・アウトバウンドを問わず、日本企業や外国企業が、広くビジネスを活性化させられるような支援を行いたいと思います。



弁護士 榎本 辰則

昨年は円相場や株式市場の乱高下など経済的に不安定な世の中でしたが、2025年以降の株式譲渡所得税に影響する税制度改正などの影響もあり、下半期は年内クロージングを目指すM&Aも多く、DD等の対応に追われながら2024年を駆け抜けておりました。プライベートでは、例年に比べてゴルフにあまり行けておりませんが、昨年がベストスコアを複数回更新でき、今年は80台のスコアで回れるよう精進したいと思います。写真は家族旅行で一枚です。



弁護士 藤野 琢也

昨年は、年間時間外労働時間の上限設定、割増賃金の基準変更、外国人技能実習生の問題等、人事労務分野においては様々な動きがありました。昨今、働き方改革の標語の下、労働の在り方も大きく変動し、本年も大きな動きを見せる1年になると考えております。これからも人事労務の専門性を高めると共に、幅広い分野についての研鑽を重ね、皆様に安心頂けるリーガルサービスを目指して邁進して参ります。

本年も何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

(写真は、志賀高原で一枚です。)



弁護士 檀淵 陽

明けましておめでとうございます。昨年の新年ご挨拶で2024年は非常に重要な年と捉えていると申し上げました。どこまで出来ていたかはクライアントの皆さまのご評価次第ですが、個人的には、一定の成果を上げられたと考えています。本年も、一騎当千を標語に、クライアントの皆さまから更なるご信頼を頂けるよう、励む所存でございます。引き続きご指導、ご鞭撻の程どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 加藤 友香

新年明けましておめでとうございます。今年で弁護士4年目になります。本年も今まで以上にクライアントの皆様のお役に立てるよう精進して参りますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

写真は、夏にドバイに一人旅した時の写真です。久しぶりの海外で、現地の方と交流したり異文化に触れ、大変刺激を受けました。仕事においても、新しいことに果敢にチャレンジする1年にしたいと思いますので、本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 半田 昇

新年あけましておめでとうございます。弁護士3年目を迎えた昨年は、多様な案件に携わることができ、頭を悩ませつつも非常に充実した1年を過ごすことができました。

入所時よりは知識も増え、少し慣れが出てきたところもありますが、だからこそ手癖で業務をこなすのではなく、綿密に調査検討を行った上で業務を進めていくことを意識していきたいと思っております。

(写真はタネから餃子を作った時のものです。今年は皮から餃子を作ることにチャレンジしようと思います。)



弁護士 木村 俊太郎

昨年はハーフマラソンに初挑戦しました。15キロを超えた頃から急に脚が重くなり、前に進むのがやっとでしたが、沿道の方々の応援に助けられ、なんとか完走することができました。ゴール時の達成感は格別で、今年もチャレンジしようと思っています。

早いもので、今年で弁護士生活4年目を迎えます。クライアントの皆様にご信頼いただけるよう、仕事においても新しいことに意識的にチャレンジし、自己研鑽に励んで参ります。



弁護士 河野 大悟

明けましておめでとうございます。弁護士業務は体が資本ということで、昨年は筋トレと食生活の見直しを心がけてきました。この先、40年、50年と元気に働くことができるように頑張りたいです。昨年は弁護士3年目として、これまでに増して幅広い案件に携わることが出来たと感じています。本年も引き続き、皆様によりよいリーガルサービスを提供できるよう邁進して参ります。写真は、昨年の夏に行った伊豆旅行で有名ハンバーグ料理を食べている際の写真です。



弁護士 小川 広将

皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、多種多様な案件を担当させていただき、日々を成長を実感した毎日でございました。また後輩ができたことを嬉しく思うと同時に、自身の立場も変わっていくことに新たな緊張感を持った1年でもありました。弁護士3年目となる本年は、更に皆様のご期待に添えるよう、新しいことに挑戦し続け、日々研鑽を積んでまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 町田 諒一郎

昨年は、クライアントの皆様とお食事や講演等、通常業務と異なる形で直接お目にかかる機会が増え、クライアントの皆様とコミュニケーションを取ることの大切さを実感いたしました。司法修習時代、将来どのような弁護士となるかは最初の3年間で決まると聞きました。クライアントの皆様のお役に立てるように、この一年はより一層コミュニケーションを大切に、迅速かつ丁寧な対応を心がけて業務に励んで参りますので、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 峯川 弘暉

弁護士生活も約2年経過しました。この2年間で様々なことを経験させていただきました。この経験を無駄にすることなく、3年目は弁護士として大きく前進する年にしたいと思います。来年の新年挨拶こそ強気の挨拶をできるように、今年1年頑張ります。趣味のジョギングや読書について、昨年は不本意な一年となってしまいました。今年は、これら趣味にもさらに身を入れていきたいと思ひます。今年1年よろしくお願ひいたします。



弁護士 今井 稜

新年あけましておめでとうございます。2024年は、元旦に入籍し、その後は新婚旅行・結婚式と、プライベートで忙しくも楽しく過ごすことができました。弁護士としては本年が3年目となります。若手と言える時間も限られていることを意識しながら、クライアントの皆様にもますます貢献できるよう研鑽を重ねて参ります。(写真は、新婚旅行で訪れたミラノにあるスカラ座です。)



弁護士 三村 侑憲

昨年も様々な事件を担当させていただきました。今年も、当たり前のこと(法律業務をクイックに、緻密に、正確に/所内にも顧客にもレスポンス/納期を守る/原典にあたる等)を当たり前に行うことができていますか、日々、自省しながら、クライアントの皆様にも満足していただける質の高いリーガルサービスを提供できるよう邁進する所存です。



弁護士 野崎 佐季

昨年は、入所1年目であっても一弁護士としてクライアントの方々にも貢献できるようにと奮闘する充実した日々でした。様々な案件を通して皆様より沢山のことを学ばせて頂き、心より感謝申し上げます。本年は、よりひとつでも多く皆様のお役に立てるよう邁進して参ります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。(写真は、昨夏、初めて桜島に行った時のものです。迫力満点で大地のパワーをいただきました。)



弁護士 亀田 孝太郎

昨年は、新人弁護士として弁護士人生をスタートした年でした。初めての経験ばかりで、とにかく目の前のことに全力で取り組んでまいりました。今年も、昨年培った経験を活かした広い視野を持った対応ができるように努力していきたいと思ひます。写真は昨年11月に富山でフルマラソンを走った時のものです。忙しいながらも練習をして完走した時の達成感は何事にも代えがたく、これからも走り続けたいと思っております。



弁護士 中村 優介

新年明けましておめでとうございます。入所して1年、あっという間に過ぎていきました。やること全て初めてのことで、その一つ一つに向き合っていく中で成長を実感することができました。昨年は、目の前にある業務をこなすことに一杯一杯でした。本年は、自身の業務を振り返る時間をとり、改善していくことで実力をつけ、クライアントの皆様のお役に立てるよう精進して参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



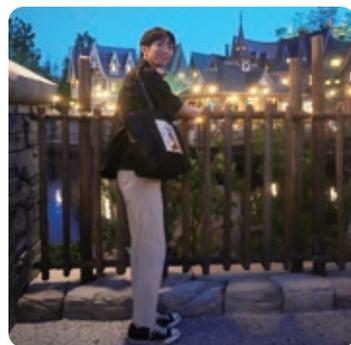
弁護士 内田 孝太郎

あっという間に1年が過ぎ、弁護士2年目を迎えることになりました。昨年は、いただいた案件を通じて、弊所の先輩弁護士はもちろんのこと、クライアントの皆様からもご指導いただき、弁護士としても、社会人としても大きく成長することができたと思います。弁護士2年目となる今年は、目の前の案件に全力で取り組む事に加えて、その他の分野についても勉強し知見を蓄えて行きたいと考えております。皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 木村 瑠志

新年あけましておめでとうございます。はやいもので弁護士となってから1年が経過いたしました。日々経験したことのないことの連続で刺激的な毎日を送ることができたと思います。本年も、初心を忘れず一つ一つに全力で取り組んでまいります。写真は、埼玉県の大沼湖に訪れた際の一枚です。息抜きに趣味のバイクやゴルフを楽しんでおります。ゴルフの初ラウンドでは150の大叩きをしました。何となく今年中に100切を達成したいです。



弁護士 森山 雄平

新年明けましておめでとうございます。昨年は弁護士1年目で、携わる案件のすべてが新鮮であっという間の1年でした。各法律の知見やクライアントのみなさまの業務への理解が浅いことにより悩む場面も多々ございましたが、充実した1年を過ごさせていただきました。2年目となる今年は、より質の高いリーガルサービスを提供できるよう、研鑽に励むとともに、初心を忘れることなく1件1件丁寧な検討を心がける所存です。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 横山 淳司

新年明けましておめでとうございます。私の弁護士人生は始まったばかりですが、旧年中は様々な方とお会いし、多岐にわたる案件に携わらせていただき、非常に刺激的で充実した1年間を過ごさせていただきました。今後の新たな出会いにも期待が膨らみます。本年も心身共に健康を維持し、クライアントの皆様のお役に立てるよう、引き続き精進して参ります。本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 佐々木 孝

昨年1月に大阪事務所に入所し、弁護士として最初の1年が経過いたしました。この1年で多数の案件に携わらせていただき、格別のご厚誼を賜りましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。すべてが新しいことの連続で、日々勉強と経験を重ねておりますが、徐々に自らの強みを見つけて研鑽し、より一層クライアント皆様のお役に立てるよう精進する所存です。本年もご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



外国法務弁護士 アダム・ニューハウス

Best wishes for a good and prosperous 2025 to all our Clients. We trust that you had wonderful and peaceful New Year's holidays. Here at Chuo Sogo, at each of our three offices, we are committed to be of service to You with renewed enthusiasm, zeal and energy as the year unfolds.



カリフォルニア州弁護士 ルシング・ローマン

Happy New Year 2025. May this year be a prosperous year for you and yours. For me, 2024 has been a year of ups and down. On the upside, I was able to see my family in the U.S. (Florida and Maine) for the first time in 7 years! I was surprised at how much things had changed due to the pandemic. Nonetheless, it was great to be back in my first home, and then to come to Japan, my second home.



カリフォルニア州弁護士 ロナルド・カルスティアン

昨年の9月、親戚の結婚式のためにカンクンを訪れ、末の息子と新世界七不思議のひとつ、古代マヤの都市チチェン・イツァへ日帰り旅行をしました。世界七不思議を見たのはこれが初めてで、歴史に引き戻された気分でした。これからの数年間、世界の七不思議をもっと見てみたいと思います。2025年、新たに選出されたアメリカ大統領によってさらなる混乱が予想されますが、世界が平和と相互理解の達成に集中することを願っています。



法務部長 上田 泰豊

明けましておめでとうございます。本当に早いもので長女が成人になりました。その一方で、自分も年を重ねてきており、もっとこうしなければといった事が増えてきました。新たな気持ちで、何事も楽しみながら取り組むのが目標です。写真は高野山に登ったときのものです。日頃、様々な課題にチャレンジできることはありがたい。多様な変化に対応できるように勉強して、微力ながらお役にたてれば幸いです。本年もよろしくお願い致します。

パートナー就任のご挨拶



弁護士 小宮 俊
(こみやしゅん)

<学歴>
慶應義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
弁護士登録(第一東京弁護士会)
弁護士法人中央総合法律事務所
入所
2018年4月~2020年3月
金融庁監督局総務課 課長補佐
(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、
政策課を併任
2018年4月~2018年7月
監督局総務課 仮想通貨モニタ
リングチーム モニタリング管理
官
検査局総務課 金融証券検査官
を併任
2018年7月~2020年3月
総合政策局リスク分析総括課
金融証券検査官を併任
2018年10月~2020年3月
総合政策局マネーローダリン
グ・テロ資金供与対策企画室を併
任
2020年4月~2021年3月
監督局銀行第二課 課長補佐
(法務担当)
2021年4月
弁護士法人中央総合法律事務所
復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス
訴訟、紛争解決、M&A、一般企業
法務

本年1月より、当事務所のパートナーに就任し、事務所経営の一端を担うことになりました。

この度のパートナー就任は、ひとえにクライアントの皆様をはじめ、事務所内外の諸先輩方・同僚、家族のおかげであり、この場を借りて心より御礼申し上げます。

2016年12月に弁護士登録して以来、全国各地を飛び回り、金融法務(地域金融機関等における金融規制対応や地域活性化のための新規事業、AML/CFT、コンプライアンス等に関するアドバイザー業務)やM&A、危機管理(第三者委員会・調査委員会等)、コーポレート(株主総会対応等)、アクティビスト対応、訴訟・紛争対応、そして最近ではスポーツ法務と様々な案件に全力で取り組むとともに、執筆やセミナー活動も積極的に行ってまいりました。また、2018年4月から2021年3月まで金融庁に出向し、金融検査マニュアル廃止に伴う監督指針の横断改正や、FATF第四次対日相互審査への対応を含むAML/CFT、地域金融機関の監督業務、令和3年銀行法等改正による大幅な規制緩和など、法律事務所では決して経験することができない様々な業務に従事いたしました。このような活動を通じて、事務所内はもとより、事務所外においても、多くの皆様とクライアントと弁護士という関係を越えた、かけがえない関係を築くことができたと自負しております。

AIなどの技術革新のほか、政治不安や自然災害、パンデミックなどにより、これまで以上に不確実性が高まっている時代ではありますが、引き続き、知識やスキル、専門性に加えて、これまでの経験で得た人脈・ネットワークや視点も大切にしつつ、更に磨き上げながら、これらを最大限活かして、様々な局面において、クライアントの皆様が付加価値を提供し続け、ひいては世の中の更なる発展に少しでも貢献できるよう尽力いたします。

そして、入所時に抱いた「世のため人のためになる仕事がしたい」という初心を決して忘れることなく、クライアントの皆様とのコミュニケーションを大切に、「ここぞ」という時に真っ先に頼りにされる存在になるべく、明るく、謙虚に、情熱を込めて、日々精進してまいります。

まだまだ若輩者でございますところ、皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

出向のご挨拶



弁護士 土肥 俊樹
(どいとしき)

<出身大学>
東京大学法学部
東京大学法科大学院
(司法試験合格により退学)

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利・友常法律事
務所入所
2021年7月
弁護士法人中央総合法律事務所
入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、会社法務

このたび、昨年12月1日より1年間、任期付公務員として経済産業省貿易経済安全保障局技術調査室にて勤務させていただくことになりましたので、ご挨拶申し上げます。

同省では、外為法に基づき実施される技術管理強化のためのスキームに関する企画・立案や、技術管理に関する企画等の業務に従事する予定です。

近年、外為法に基づく投資管理に関する改正のほか、みなし輸出管理の運用明確化や、重要土地等調査法、経済安全保障推進法、重要経済安保情報保護活用法の制定など、経済安全保障分野における法整備が急速に進められています。ダイナミックかつ急激に変化する国際情勢も踏まえた対応が求められる法領域ですが、特に企業の競争力の源泉ともいえる技術情報の適切な管理は、経済安全保障の観点はもちろんのこと、企業の持続的・安定的な成長のためにも重要であると考えております。

クライアントの皆様からご依頼いただいた様々な案件を通じて、分野横断的な視点の重要性や多様なビジネス環境を勉強させていただいたお陰で、このような比較的新しい法領域への興味関心を抱き、今般の経済産業省勤務が実現いたしました。クライアントの皆様には、心より感謝申し上げます。

クライアントの皆様には、事務所を離れることとなり大変ご迷惑をおかけしますが、これまでのご厚誼に改めて感謝申し上げますとともに、任期を終えて当事務所に復帰しました際には、任期付公務員としての職務で得た経験を活かし、より一層お役に立てるよう精進して参りますので、今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

プラハでのTAG Alliances® 秋季国際会議に参加して

弁護士 金澤 浩志



弁護士(日本・ニューヨーク州)

金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

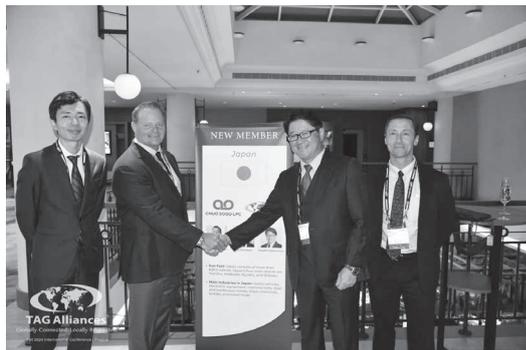
<出身大学>
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

<経歴>
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了(57期)
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業
2012年8月~10月
Barack Ferrazano Kirschbaum
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務
2012年11月~2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務
2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録
2014年11月~2015年12月
金融庁監督局総務課勤務

<取扱業務>
コーポレート・ガバナンス、
金融規制・コンプライアンス、
クロスボーダー取引、
企業再編・M&A

昨年夏号でご報告差し上げましたとおり、当事務所は、昨年より、世界110か国の290以上のメンバーファーム、20,000人以上の専門家が加盟する法律、会計・税務、経営コンサルティングファームのグローバル・アライアンスであるTAG Alliances®の法律部門(TAGLaw®)に加盟いたしました。今般、昨年10月23日から25日にかけて、プラハで開催されたTAG Alliances秋季国際会議に、当事務所から中務正裕弁護士、ロナルド弁護士、私の3名が参加しましたので、その概要についてご報告いたします。

この会議は、世界中の法律・会計専門家が一堂に会し、知識の共有やネットワークの強化を目的とするTAG Allianceにとって重要なイベントです。当事務所からは、今回が初めての参加となりましたが、本会議を通じて多くの学びと気づきを得ることができました。



第1 温かい歓迎と新たな出会い

初日には新メンバーレセプションが催され、TAG Alliancesの一員として温かく迎えられました。このレセプションでは、TAG Alliancesのリーダーシップチームや他のメンバーから、TAG Alliancesの歴史や理念、そしてネットワークがいかにしてメンバーのビジネス成長を支援しているかについて紹介がありました。また、多くのメンバーと直接交流し、個別のアドバイスを受けられました。TAG Alliancesが単なるネットワーク以上に、深い信頼関係に基づいたコミュニティであることを実感しました。

その後のウェルカムディナーは、会議の会場となる、プラハの中心部に位置するホテルで開催さ

れ、チェコの伝統的な料理を楽しむとともに、他の参加者とのカジュアルな交流の場となりました。各国の法制度の違いや業務上の課題への取り組みなど、非常に具体的で実務に直結する内容について意見交換をすることができ、さらに、TAG Alliancesが提供する多様なリソースや、国際的なコラボレーションの可能性についても議論が広がり、今後の業務に生かせるヒントを多く得ることができました。



第2 基調講演と充実した専門セッション

1) 2日目は、基調講演や専門セッションを通じて、知識の深まりと新たな視点の発見が続いた一日でした。特に印象的だったのは、元Microsoft EMEA会長であるJan Mühlfeit氏による基調講演「Unlocking Your Team's Potential」でした。彼の講演では、チームの潜在能力を引き出すための「ストレングスベースド・アプローチ」について解説され、個々の強みを最大限に活用することの重要性が強調されました。Mühlfeit氏が語ったMicrosoftでの成功事例や具体的な手法は、私たちの事務所のマネジメントにも適用できるものであり、大変参考になりました。

午後に行われた分野別セッションでは、多角的な知識を吸収しました。例えば、知的財産権やIT分野に関するセッションでは、AIの進化やサイバーセキュリティの課題が詳しく議論されました。このセッションで得た知識は、日本における業務にも活かすことのできる有益なものでした。

さらに、建設と不動産市場の最新動向をテーマにしたパネルディスカッションでは、環境規制やリモートワークの普及といった現代の課題が業界にどのような影響を与えているのかが具体的に示されました。日本が直面している課題と地続きのテーマであり、他国の事例や戦略を知る良い機会となりました。

2) 最終日には、Itzik Amiel氏による「The Referral Multiplier」という講演で始まりました。このセッションでは、リファラル(案件紹介)を獲得するための具体的な方法や、効果的なアプローチが紹介されました。特に、クライアントやパートナーからの紹介を受ける際に避けるべき行動や、信頼を築くためのステップについての具体例は、非常に実践的で興味深いものでした。Amiel氏の提案したテンプレートやフレームワークは、すぐにでも業務に応用できる内容であり、日本の文化にどのように適応させるかを考えるきっかけにもなりました。

また、訴訟とADRに関するセッションでは、効果的な訴訟活動を行いながらも、法律専門家として倫理的責任を果たすことの重要性が議論されました。法廷での積極的かつ敬意ある姿勢の取り方について具体例を交えた解説がありました。また、国際的な訴訟において異なる法体系や文化的背景を考慮する必要性についても触れられ、実務的な対応策が示されました。さらに、テクノロジーの活用が訴訟実務に与える影響や、eディスカバリーやAIツールの倫理的使用に関する議論も行われました。これらの技術は、訴訟の効率化を図る一方で、プライバシーや正確性を確保するための慎重な対応が求められます。このセッションを通じ、倫理を重視しながらもクライアントの利益を実現するための訴訟戦略の重要性を再確認することができました。



第3 プラハの文化と歴史に触れる機会

今回の会議が開催されたプラハという都市も大変印象的でした。中世の面影を色濃く残す街並みや、歴史的な建築物が随所に点在するプラハは、会議の合間にも多くの学びを提供してくれました。到着便の都合で私は参加できませんでしたが、中務弁護士とロナルド弁護士が参加したプラハ城等へのツアーは、チェコの豊かな歴史と文化に触れる絶好の機会となりました。これらのツアーでは、地元の専門ガイドから歴史的背景や建築の詳細について説明を受け、チェコの文化に対する理解を深めることができたとのことです。

さらに、ガラディナーや中世をテーマにしたネットワーキングディナーでは、プラハの文化と歴史を体感しながら、他の参加者との交流を楽しむことができました。特に、市民会館でのガラディナーは、アールヌーボー様式の建築の美しさを堪能しながらの特別なひとときであり、プラハの文化的魅力を存分に味わうことができました。



第4 今後への展望

今回の会議で得た知識と経験は、当事務所の業務改善やクライアントサービスの向上に直接的に役立つものであったと思います。特に、国際的な視野を持ちながら、他国のメンバーと協力して複雑な法的課題に取り組むことの重要性を改めて認識することができ、今回築いた人脈を活用し、新たな取組みに繋げていくことができると感じました。

このように、今回の会議は、当事務所にとって非常に実り多い経験となりました。このような場を提供してくれたTAG Alliancesに感謝するとともに、今回の経験を最大限に活かしていきたいと思っています。

2024年 Globalaw年次総会参加報告(サンパウロ)

弁護士 大口 敬

当事務所は、世界130都市、80以上の法律事務所、3000人以上の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2024年9月にブラジルのサンパウロにてGlobalawの年次総会が開催され、当事務所からは大口敬弁護士が参加いたしましたのでご紹介いたします。

第1 年次総会の開催

9月の終わり、ブラジルのAlmeida法律事務所の主催により開催された年次総会には、世界各地から多くの弁護士が参加し、4日間にわたり様々なセッションやセミナーが行われました。

日本とは地球の反対側にあるブラジル サンパウロでは、季節的には冬を終えようとする頃ではありますが、気候は非常に温暖でつい最近まで冬だったとは信じられません。サンパウロは人口1000万人を超える世界有数の大都市で高層ビルが建ち並びます。ただ、大都市であるがゆえに場所によっては治安に懸念があることは否めません。そのためか早朝に街を走ると人はまばらでしたが、街中にある広大な公園に行くところとこれだけの人がいたのかという感じる程、多くの人ランニングや散歩をしていました。そこは安全なエリアという共通認識なのかもしれません。道路での人口密度との違いに驚くばかりです。



第2 2025年4月に大阪で開催されるアジア太平洋地域総会に向けて

今回年次総会に参加した重要な目的には、2025年4月に大阪で開かれるGlobalawアジア太平洋地域総会を各国のGlobalawメンバーに宣伝することがあります。2025年は当事務所がホストファームとなりGlobalawアジア太平洋地域総会を主催します。参加者はアジア、オセアニア地域の弁護士が中心となりますが、例年その他のアメリカ、欧州地域の弁護士も参加しており、より多くのメンバーに参加してもらうため、会議や普段の会話の中で今回の年次総会の参加者にアピールを行ってきました。多くの弁護士に参加してもらうことで、Globalawアジア太平洋地域総会を各国とのネットワークを強める良い機会とし、クライアントの皆さまからよせられる国際的事案に速やかかつ的確に対応できるような体制を築いてまいります。



2025年アジア太平洋地域大会を紹介しました

第3 ESGに関するセッション

年次総会ではいくつかのビジネスセッションを行いました。ブラジルは豊富な鉱物資源を有しており、世界有数の資源産業や製鉄産業を有する関係で、ESGのセッションは様々な角度から複数開かれました。

ブラジルでは近年環境に関し深刻な問題が発生しており、社会に大きな影響を与えています。ブラジルの鉱山において2015年と2019年にダムの決壊事故が発生しました。これにより多数の犠牲者を出し(2015年の事故は19名の死者、2019年の事故は259名の死者)、また川への廃棄物の流出により地域に多大な影響を与えました。また、2023年には太陽発電が深刻な大気汚染のために機能せず、ブラジル全土にわたって大規模な停電が発生しました。このような具体的な被害が発生しているためにブラジルではESGへの関心は特に高いとされます。

また、ラテンアメリカ各国でも環境規制が異なるため、取引や事業を開始するにあたっては各国の規制に十分な注意を払う必要があるとされます。ラテンアメリカ各国で規制が異なることはビジネスの障害にもなり得るもので、EUのような統一的規制を試みるべきであるとの意見は常にあるものの、EUの規制をそのまま導入すればよいかというそうではなく、国土の広さや文化が大きく異なるため、EUの規制をラテンアメリカに導入することには否定的でした。

第4 Almeida法律事務所訪問

ホストファームであるブラジルのAlmeida法律事務所のサンパウロオフィスを訪ねました。同法律事務所はIT関連のクライアントを多く持つこともあり、日本の一般的な法律事務所とは大きく異なる室内のデザインで、パートナーは個室ですが、他はオープンスペースでカフェのような席の配置や部屋のデザインが印象的でした。また、日本では裁判書類は今も「紙」による提出が必要であり、ファイルされた紙記録が事務所のキャビネットには整理されています。しかし、ブラジルでは裁判書類は全て電子化されており、Almeida法律事務所のサンパウロオフィスでは紙記録を置いたキャビネットが見当たらず、すっきりとした事務スペースになっていました。

Almeida法律事務所はサンパウロ以外にもリオデジャネイロ、ブラジリア、ベロオリゾンテ、レシフェといったブラジル主要都市に拠点を構えており、各都市のオフィスの弁護士もサンパウロに集まり、皆さんに歓迎をしていただきました。



Almeida法律事務所のエントランスにて

第5 おわりに

Globalawでは年次総会のみならず、地域別の会議も行われており、アジア太平洋地域においては隔週でWeb会議を行っております。各会議においては最新のテーマに基づいて活発な議論を行い、情報を共有し、そして関係性を深めております。当事務所はこのようなネットワークに深く入り込み、同ネットワークを通じてクライアントの皆さまの様々な国際案件のニーズに対応できるよう体制を整えておりますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

Globalaw Leaders' Forum 2024参加報告(香港)

弁護士 新澤 純

2024年12月14日から16日にかけて、Globalawのアジア・オセアニア地域における国際会議の一環として、中務正裕弁護士、中務尚子弁護士、赤崎雄作弁護士とともに、Oldham, Li & Nie主催のGlobalaw Leaders' Forum 2024香港に出席して参りましたので、ご報告させていただきます。

第1 Globalaw Leaders' Forum 2024香港

Oldham, Li & Nie(以下「OLN」といいます。)は1987年創業で37年の歴史を持つ香港で唯一のGlobalawメンバーファームです。今回、日本からは我々4名が出席し、他のアジア・オセアニア地域からは、中国、韓国、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポール、台湾、タイ、オーストラリアなど、様々な国と地域からの参加者がいました。初日のAIと弁護士実務の講義のために、遠路はるばるプエルトリコ(カリブ海に浮かぶアメリカ自治領)からやってきた弁護士もいました。

初日のビクトリア・ハーバーを眺めるクルーズはあいにく台風接近のため中止となりましたが、OLNが準備していた様々なプログラムに基づき、普段から業務上接する機会の多いアジア太平洋地域の弁護士と対面で話をし、親睦を深めることができました。

第2 個別プログラム及びディスカッション

個別のプログラムに関して言えば、弁護士のプラクティス面では、香港における国際仲裁、スタートアップ支援、クロスボーダーのプライベートエクイティ実務、中国における知的財産権の実務、AIと弁護士実務(Microsoft Copilotの実践等)、Globalawメンバーファームが今後どのようにアジア地域で連携していくか等に関するラウンドテーブル形式でのディスカッションを行いました。

また、OLNの代表弁護士であるGordon Oldham氏の掛け声のもと、リーガルプラクティスマネジメントやマーケティングといった、法律事務所の内側の話についてもディスカッションを行いました。



私も、Globalawのメンバーファームに、アジア地域における個人データの越境移転規制の調査を依頼したことがあり、Web会議やメールでしかやり取りしたことがなかったアジア地域の弁護士に実際に会って話をすることができたことはとても良い経験でした。



第3 日本に関する話題

印象的だったのは、OLNの弁護士やその他アジア各国の弁護士が、兵庫県の有馬温泉や、京都嵐山の竹林、北海道ニセコでのスキーなど、日本には何度も行ったことがあると言っていた点です。円安だから来てくれているというだけではなく、日本の風景や食事、文化などを気に入ってくれて、リピーターになってくれているというのが日本人として嬉しく感じました。

第4 Globalawアジア太平洋地域総会2025(GLAPRM 2025)

2025年4月23日から26日には、Globalawアジア太平洋地域総会2025(GLAPRM 2025)が大阪で開催され、当事務所が主催を務めることになっております。

当事務所も、昨年の大阪事務所移転を経て、新しいビル(大阪堂島浜タワー)にGlobalawの世界各国からのメンバーファームを迎えることになります。大阪も、近年再開発が進んでおり、当事務所の周辺の淀屋橋エリアにも建設中の高層ビルがたくさん見られるようになりました。2025年には大阪万博が開催され、2030年にはカジノを含む大阪IR(Integrated Resort、統合型リゾート)が開業する予定です。

GLAPRM 2025大阪の際には、世界各国からやってくる弁護士に対して、①日本へのインバウンド(外国企業が日本でビジネスを始める際の法的留意点)、日本からのアウトバウンド(日本企業が外国でビジネスを始める際に現地の法律事務所に聞きたいと考えている事項)の両面で有意義な情報を自国に持ち帰ってもらうこと、②日本、とりわけ関西地域(大阪、京都、奈良等)の風景や食事、文化等を楽しんでもらうこと等を目的として、しっかり準備を進めていきたいと思っております。



弁護士
三村 侑意
(みむら・ゆうい)

<出身大学>
金沢大学人間社会学域
大阪大学法科大学院

<経歴>
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
大阪弁護士会登録
2023年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務



弁護士
佐々木 孝
(ささき・たかし)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
大阪弁護士会登録
2024年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

分散型自律組織(DAO)の概要と組織形態

弁護士 三村 侑意
弁護士 佐々木 孝

第1 はじめに

近年、日本でも、ゲーム開発やアート、NFTといった分野で分散型自律組織(“Decentralized Autonomous Organization”,以下「DAO」)を用いたコミュニティ型のプロジェクトが増え始め、web3概念の普及も相俟って、DAOが未来の組織運営や資金調達、ガバナンスの一つの形として広まりつつあります。

このようなDAOによる組織運営の需要の高まりから、DAOの法的な位置づけについて整理が進められ、2024年1月、自民党政務調査会デジタル推進本部より「DAOルールメイクに関する提言」(以下「本提言」)が発表されました¹。そして、同年4月22日施行の内閣府令により、DAOの法形式として合同会社を選んだ場合に資金調達が容易となるような改正(以下「府令改正」)がなされました。本稿では、DAOの概要、府令改正の概要、合同会社型DAOの特徴について概説いたします。

第2 DAOの概要

1 定義・背景

DAOは、「中央集権的な管理機構が存在せず、メンバーが自律的・民主的に運営を行う組織」と一般に定義されます。

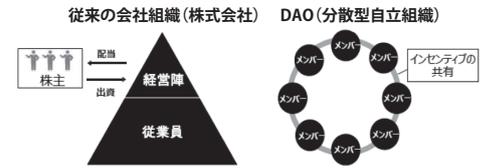
DAOが近年注目を集めるようになったのは、ブロックチェーンの発展が大きく影響しています。ブロックチェーンとは、分散型台帳(同一のデータを複数の主体が同時に管理するシステム)の一種で、各取引データを鎖のように繋がる形で情報を記録する技術であり、その分散性・改竄困難性によって、取引の安全性を担保することができます。また、これにより、ブロックチェーン上のデータは公開しても差し支えないため、取引の透明性も同時に確保することができます(パブリック型ブロックチェーン)。

これに加えて、スマートコントラクト(特定の条件を満たすと自動的に取引等を実行するよう設計されたプログラム)を採用することにより、中央集権的な管理者がいなくとも、安全、公正、効率的な組織運営を実現することが可能となりました。

以上の経緯から、DAOは新たな組織のあり方として注目されるようになりました。

2 特徴

典型的なDAO(パブリック型ブロックチェーンとスマートコントラクトを採用するもの)の特徴は、以下の図のとおりです²。①メンバー間に上下関係がない、②所有と経営が一致する、③意思決定の透明性が高い、という点が重要であり、「同一の理念や目標を共有するメンバーで協力してプロジェクトを達成していきたい」といった場合に有用といえます。このような特徴上、DAOはエンターテインメントや地方創生の分野で実用例が増加しており、大規模なDAOもみられるようになってきました。



	株式会社	DAO
組織形態	階層・中央集権型、閉鎖的	水平・分散型、開放的
オーナーシップ・報酬	所得と経営の分離。株主が配当を受け取り、従業員は雇用契約により給与を受け取る。	所有と経営の原則一致(→インセンティブの一致)。貢献度に応じたインセンティブ設計が可能。
意思決定方法	株主総会、取締役会、社内決定	ガバナンストークン保有者による投票など
組織運営に関する規律	定款、社内規則	スマートコントラクト(契約の自動執行)
財務状況の開示等	有価証券報告書、四半期報告書	ブロックチェーン上の取引記録

情報は全てオープン

出典:経済産業省大臣官房Web3.0政策推進室「Web3.0事業環境整備の考え方—今後のトークン経済の成熟から、Society5.0への貢献可能性まで—」(前掲注2)

もっとも、実際には、DAOの発起人や初期投資家にガバナンストークン(所有権と投票権を兼ねる暗号資産)の大半が配分され、それらの人物のみで意思決定を行う状況もよく見られます。また、技術者不在等の理由から、スマートコントラクトが採用されていない例も相当数あります。

3 法的課題

DAOは、ブロックチェーンとスマートコントラクトがあれば実現可能であり、現行法下では特定の法形式が定められているわけではありません。そのため、DAOは目的に応じて柔軟に組成・運営できる一方で、種々の法規制に十分留意する必要があります。

まず、組織形態についてみると、メンバーの責任範囲、匿名性・流動性、税制といった観点から、株式会社、合同会社、権利能力なき社団、組合等から組織形態を選択することになります。

また、トークンについてみると、利益を分配する場合、金商法上の有価証券に、決済機能を設ける場合、資金決済法上の暗号資産、前払式支払手段、電子決済手段等に、それぞれ該当する可能性があります。また、トークンの配布方法によっては、景品表示法による規制や、賭博罪による処罰といったリスクもあります。さらに、NFTアートが関わるような場合には、著作権法にも留意する必要があります。

第3 合同会社型DAOと府令改正

1 自民党によるDAOルールメイクに関する提言

DAOは、法的な位置づけを明確にしなくとも組成・運営できますが、2023年11月開催のDAOルールメイクハッカソン³では、DAOの法的な位置づけが明確でないことにより現行法の法的規制が思わぬ形に及び、メンバーの責任が追及される可能性があること、対外的な活動を行う際にも法的な位置づけが明確であった方が相手方からの信頼が得られ取引を円滑に進めやすいことが指摘されていました。

そこで、所有と経営の一致が前提とされている点、定款自治が比較的広く認められている点から、合同会社がDAOの実態と親和性が高いとされ、本提言で、合同会社型DAOを実現するためのルールメイクが複数、提言されました。その一つに、合同会社型DAOによる資金調達を容易にするため、「合同会社型DAOが合同会社の社員の地位を表章するトークン(社員権トークン)を発行する場合の規制を緩和すべき」との提言があり、これに沿って府令改正がなされました。

2 府令改正の内容

一定の条件を満たす合同会社型DAOの社員権トークンについては、電子記録移転権利から除かれることとされ、二項有価証券として取り扱われる(定義府令9条の2第1項2号)ことから、原則として自己募集に係る業規制や開示規制が適用されないこととされました⁴。

一定の条件とは、以下のいずれかを満たす場合です。

- ①業務執行社員(業務執行の決定について同意の有無を意思表示し、かつ、当該事業に従事する者に限る。)以外の者に取得・移転させることができないような技術的措置がとられていること
- ②保有者が出資額を超える収益又は財産の分配(以下「収益分配」)を受けることができないこと

3 金融商品取引法等ガイドラインの改正

府令改正と同時に、金融商品取引法等ガイドラインについても改正が行われました⁵。ここでは、社員権トークンとは別のトークン(以下「別トークン」)や社員権に付帯した物品、サービスによって、実質的に出資額を超える収益分配がある、と見做される場合があることが注意喚起されています(同ガイドライン2-2-3)。また、どのような別トークンであれば収益分配に該当しないかについても明確化されており、①社員権トークンと明確に区別されて発行される場合、②職務執行の対価として発行される場合、③社員以外の者も同じ条件で広く購入できる場合、の3つが例として挙げられています。

さらに、別トークンに合同会社の収益配当を受ける権利が付帯されている場合には、別トークンそれ自体が集団投資スキーム持分に該当する可能性があることが指摘されており、特にインベストメントDAOの場合には留意が必要です。

第4 合同会社型DAOの特徴

1 メリット

合同会社の形式を用いてDAOを運営する場合、以下のようなメリットがあります⁶。

- ①法人格が認められる
- ②メンバー(社員)は有限責任
- ③所有と経営が原則一致するため、メンバーによる自律的・民主的な組織運営というDAOの理念になじむ
- ④株式会社よりも定款自治の自由度が高い
- ⑤株式会社と異なり定款の閲覧・謄写請求権が法定されていないため、メンバーの匿名性を保ちやすい
- ⑥社員権トークンを発行することでメンバーの流動化を促進できる

2 デメリット

他方、デメリットとしては、業務執行社員の氏名等が登記事項、社員の氏名が定款記載事項であるため、匿名性が十分ではない点が挙げられます。

この点に関し、本提言では、意思決定にのみ参加するメ

ンバーを登記事項の対象外である非業務執行社員として扱うことにより登記対象のメンバーを最小限に抑えることや、定款に閲覧制限をかけることにより匿名性を確保することが指摘されました。また、本提言は、社員の氏名の代わりに身元確認(KYC)済みウォレットを定款記載事項とすることで匿名性を図ることができないか、今後検討すべきであるとしています。

3 合同会社型DAOの自律性・民主性の確保

DAOとしての自律性・民主制を重視すると、原則通り、社員全員が業務執行を行えるとするのが理想的です。もっとも、実際上は、業務執行に従事するのは一定の者にとどまり、業務執行社員の氏名等は登記事項であることも考慮すると、現実的には一部の中心社員を業務執行社員として定めることになります。では、この場合、どのようにDAOの自律性・民主性を維持するべきでしょうか。

日本DAO協会が2024年5月に公表した合同会社型DAOのモデル定款⁷によれば、業務執行社員は、ガバナンストークン保有者で構成されるDAO総会によって決定された重要事項に、原則として従うこととされています。そして、社員総会によって当該決定事項を差し止められるのは、違法又は公序良俗に反する内容であった場合のみとされています。このような定款設計により、DAOの自律性・民主性の担保が図られています。

第5 おわりに

以上のとおり、DAOは自律的・民主的な組織として近年注目を集めており、特に合同会社型DAOについては、府令改正やモデル定款によって使いやすくなりました。もっとも、法整備は始まったばかりであり、実用例も多くはないので、DAOを用いたプロジェクトを検討する場合には、適用される法規制やデメリットにも十分留意して組織の組成・運営を行っていく必要があります。

なお、合同会社型でDAOを運営する場合は、日本DAO協会が「Cap付合同会社型DAOガイドライン」⁸を発行しており、同ガイドラインにて設立、運営方法が解説されていますので、ご参照ください。

- 1 自由民主党政策調査会デジタル社会推進本部「DAOルールメイクに関する提言～我が国における新しい組織のあり方について～」2024年1月25日(https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207470_2.pdf, 2024年11月18日最終閲覧)
- 2 経済産業省大臣官房Web3.0政策推進室「Web3.0事業環境整備の考え方～今後のトークン経済の成熟から、Society5.0への貢献可能性まで～」2022年12月16日(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/010_03_01.pdf, 2024年11月18日最終閲覧)
- 3 自由民主党デジタル社会推進本部web3プロジェクトチームにて、DAOに関する法律のあり方について、関連団体や事業者が招かれ、行われたハッカソンです。ハッカソン(Hackathon)とは、「ハック(Hack)」と「マラソン(Marathon)」を組み合わせた造語で、参加者が一定の期間内に新しいアイデアやプロダクトを開発するイベントです。
- 4 RULEMAKERS DAO「日本DAO協会 キックオフミーティング資料」2024年2月12日(<https://docs.google.com/presentation/d/1kfE1U7Sc3EdRjDRt-XH6Tx0UPEJZPr9Z/edit?usp=sharing&ouid=103046945030030608495&rtppof=true&sd=true>, 2024年11月18日最終閲覧)
- 5 金融庁企画市場局「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」2024年4月22日(<https://www.fsa.go.jp/common/law/kinshouhou.pdf>, 2024年11月18日最終閲覧)
- 6 福岡 真之介=本柳 祐介「DAOの仕組みと法律」123 -124頁
- 7 日本DAO協会「合同会社型DAO定款ひな形ver.1.0」2024年4月15日(<https://docs.google.com/document/d/15g0XHR55B8GLTVGAF1tbWBmmVxFzdDQN/edit?usp=sharing&ouid=114901291727871920145&rtppof=true&sd=true>, 2024年11月18日最終閲覧)
- 8 日本DAO協会「Cap付合同会社型DAOガイドライン」2024年4月22日(<https://drive.google.com/file/d/1SoWzvzvs29rvd5HE-myLpBdYUihMMObA/view?usp=sharing>, 2024年11月18日最終閲覧)

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例について

弁護士 西中 宇紘
弁護士 内田 孝太郎



弁護士
西中 宇紘
(にしなかたかひろ)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
2014年1月
弁護士法人中央総合法律事務所
入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務



弁護士
内田 孝太郎
(うちたこうたろう)

<出身大学>
神戸大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
大阪弁護士会登録
2024年1月
弁護士法人中央総合法律事務所
入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

令和6年10月4日、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(以下「本条例」といいます。)が成立し、令和7年4月1日に施行されることが決定しました¹。本条例は、現在大きな社会問題となっているカスタマー・ハラスメント(以下「カスタハラ」といいます。)を網羅的に禁止する全国で初の条例です²。そこで、本稿では、本条例について解説することといたします。

第2 本条例の制定経緯

冒頭でも述べたとおり、現在、社会全体として、カスタハラへの対策が急務となっております³。そこで、東京都は、カスタハラ問題の対応策を検討するため、各種団体に所属する委員と東京都職員で構成する「カスタマー・ハラスメント防止対策に関する検討部会」を発足させ、継続的に議論を行いました。そして、当部会での議論を踏まえて、令和6年7月「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(仮称)の基本的な考え方」(以下「本条例の考え方」といいます。)⁴を公表しました。その後、パブリックコメントの募集等を経て、令和6年10月4日、本条例が成立しました。

第3 本条例の内容

1 概要

本条例の特徴は、カスタハラを明確に禁止するとともに、各主体(都、顧客等、就業者、事業者)に対してカスタハラ防止の努力義務を課している点にあります。

また、本条例には、罰則規定は設けられておりませんが、東京都が作成する指針(以下「本条例指針」といいます。)⁵により実効性を高めることが予定されています。

2 カスタハラの定義

まず、本条例第4条は、「何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。」と規定しており、明確にカスタハラを行うことを禁止しています。

そして、本条例第2条第5号は、「カスタマー・ハラスメント」を「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう。」と定義し、ここでいう「著しい迷惑行為」とは「暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他不当な行為」(本条例第2条第4号)と定義しています。

そして、本条例指針には、違法な行為及び不当な行為の具体例として、以下の行為が記載されることが予定されております。

<違法な行為>

暴行、傷害、脅迫、強要、名誉棄損、侮辱、業務妨害、不除去等

<不当な行為>

申出の内容又は行為の手段・態様が社会通念上相当であると認められないもの

【申出の内容が社会通念上相当と認められない例】

- ① 事業者の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ② 申出の内容が、事業者の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

【行為の手段・態様が社会通念上相当と認め

られない例】

身体的な攻撃、精神的な攻撃、威圧的な言動、上下座の要求、執拗な言動、拘束的な行動、差別的な言動、性的な言動、従業員個人への攻撃等

以上を踏まえると、依然として、カスタハラ該当性の判断には、不明確な部分が残るものの、違法とはいえない程度の行為であっても、上述の典型例に該当する行為であればカスタハラと認定して問題ないと考えられます。

3 事業者の責務

まず、本条例における「事業者」とは、「都の区域内で事業(非営利目的の活動を含む)を行う法人その他の団体(国の機関を含む)又は事業を行う場合における個人」(本条例第2条第1号要旨)と定義されており、都内において事業を行う場合は、官民や規模を問わず、本条例の「事業者」に該当します。

そして、本条例において、事業者に課せられる責務は以下の3つです(本条例第9条第1項～第3項)。

- ① 事業者は、カスタハラの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、都が実施するカスタハラ防止施策に協力するよう努めなければならない。
 - ② 事業者は、その事業に関して就業者がカスタハラを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った顧客に対し、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。
 - ③ 事業者は、その事業に関して就業者が顧客等としてカスタハラを行わないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 加えて、本条例第14条は、事業者は本条例指針に基づいてカスタハラ防止に必要な措置を講じるよう努めなければならない旨が規定されています。措置の具体的な内容については、本条例指針に記載される予定とされています。⁶

第4 最後に

本条例は、東京都内で事業を行っていない事業者に適用されるものではありませんが、本条例の存在が事業者の安全配慮義務の判断の考慮要素となる可能性は否定できない上、労働者の人材確保という側面からも、適切なカスタハラ防止策を講じることは重要となります。

したがって、本条例が直接適用されない事業者においても、業種、業態、企業文化を踏まえた上で、適切なカスタハラ防止体制やマニュアルを作成することが望ましいと考えられます。

1 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 (https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/09/11/documents/18_01.pdf)
2 東京都に続き、北海道においても令和6年11月26日付で、カスタハラ防止に関する条例案が可決されています。
3 日本労働組合総連合会「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」2022年12月16日 (<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221216.pdf>)
4 産業労働局「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(仮称)の基本的な考え方」2024年7月 (https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/07/19/documents/18_01.pdf)
5 本稿執筆時点(令和6年12月5日)においては、本条例指針は未公表です。
6 措置の具体例については、「本条例の考え方16頁」をご参照下さい。



弁護士

田中 幸佑
(たなか こうすけ)

<出身大学>

岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院
修了

<経歴>

2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
検事任官(東京地検検事)
2013年4月～2023年1月
大阪地検検事、名古屋地検
検事、神戸地検検事、福岡地検
飯塚支部長兼直方支部長など
2023年2月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)
2024年4月～
大阪公立大学法学部非常勤
講師

<取扱業務>

危機管理、不祥事対応、
不正調査、コンプライアンス、
企業刑事事件及び一般企業
法務等

自転車の「ながら運転」や飲酒運転に対する罰則強化と コンプライアンス

弁護士 田中 幸佑

第1 「ながら運転」等に関する改正道路交通法の施行

令和6年11月1日、改正道路交通法が施行され、自転車におけるいわゆる「ながら運転」の罰則が強化されたほか、自転車についても、自動車(以下、「車」といいます。)と同様に「酒気帯び運転」が罰則の対象となりました。

これまで、自転車に乗る際の行為について、危険でありながらも黙認されてきたものがありましたが、自転車による重大事故が後を絶たず、「ながら運転」や飲酒運転が事故の原因となっているケースが多いことを背景として厳罰化され、これまで当然のように行われていた行為も罰則の対象となりますので、注意が必要です。

特に、業務において自転車の使用を認めている企業や、酒類を提供することがある事業者においては、自転車を使用する従業員が起こした事故によって企業が使用者責任を追及されたり、酒類提供によって事業者自身が刑事責任を追及されたりするリスクもありますので、自転車に関係する体制整備や注意喚起は、コンプライアンスの観点からも重要といえます。

第2 「ながら運転」の罰則強化について

「ながら運転」とは、スマートフォン等(以下、「スマホ」といいます。)を使用し「ながら」自転車を運転すること(停止中を除く)であり、今回の法改正で

- ・ スマホを手に持ち、通話しながら自転車を運転した場合や画面表示を注視しながら自転車を運転した場合、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - ・ 上記のような態様で自転車を運転し、事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- という罰則が適用されることになりました。

このような自転車の「ながら運転」については、これまでは都道府県の規則に基づいて5万円以下の罰金の対象になる可能性があったものですが、今回、罰則が強化され、相当重い刑事罰を科せられることになりました。

第3 自転車も「酒気帯び運転」となることについて

- 1 これまで、相次ぐ重大事故の発生を受け、飲酒した状態で車を運転する行為に関して度々罰則が強化されてきました。車で酒気帯び運転(いわゆる飲酒運転)をすれば、運転者は30万円や50万円という罰金刑を受け、悪質であったり繰り返したりすると懲役刑に処せられる場合もありますし、事故を起こせばかなり重い法的責任を負います。

また、企業や地方自治体においては、飲酒運転をすれば免職や解雇等の重い処分の対象となることが多くなっています。

今回の法改正で、自転車についても、車と同じように

「酒気帯び運転」をした場合、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則が適用されることになりました。

車の場合と同じで、呼気や血液に一定のアルコールが含まれる状態で自転車を運転した場合、酒気帯び運転となります。

これまでは、アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転は罰則の対象でしたが、今回の改正で、運転自体は正常にできていたとしても、身体に一定のアルコールを保有する状態で自転車を運転すれば罰則の対象となります。

- 2 更に注意すべきなのは、車と同じように、自転車で酒気帯び運転をするおそれのある者に酒類や自転車を提供し、その者が酒気帯び運転をした場合、それらを提供した者も罰則の対象となるという点です。酒類を提供する事業を営む場合、提供する相手が自転車で来店しているような場合には、事実確認などの注意が必要になります。

第4 コンプライアンス上の注意

従業員が自転車運転中に違反行為をしただけで、所属企業名が報道されるなどしてレピュテーションリスクを生じさせることまでは通常考えられません。ただ、従業員が業務上自転車を運転して事故を発生させた場合には、企業が使用者責任を負い、高額の損害賠償責任を負うリスクがありますし、また、事業者が、車はもちろん自転車の運転者に対して酒類を提供して運転者が酒気帯び運転で摘発されたような場合には、事業者に対しても警察の捜査が行われることになり、刑事責任を追及され、大きなレピュテーションリスクが生じる可能性も否定できません。

よって、企業等においては、従業員が業務上自転車を使用することがあるかどうかを把握し、使用を認める場合には、リスク回避のため安全管理や法令遵守を徹底するなど、事故や違反の発生を防止するための方策を尽くしておくことが求められます。また、酒類や車、自転車を提供する事業を行う場合には、酒気帯び運転をするおそれがある者に対して、酒類や車、自転車を提供することがないような体制を整備しておくことが求められます。

今回の法改正も踏まえ、自転車という身近なものに関しても、改めて安全管理やコンプライアンス上の対応がなされれば幸いです。

第1 はじめに

平成24年改正の労働契約法により、有期労働契約の契約期間を通算した期間(通算契約期間)が5年を超える労働者は、無期労働契約への転換を請求できることとなりました(同法第18条第1項)。このとき、大学等の高等研究機関では多数の研究者、研究補助者を有期労働契約により外部からの研究資金が続く限りで使用しており、また有期労働契約による非常勤講師を多数使用していますが、資金確保が不安定である以上、5年を超えて継続使用する場合に無期転換をすることが困難であり、他方、5年を超える前の契約打ち切りはそれら人材の雇用を不安定とし、研究・教育を困難にすることが懸念されたことなどから、研究開発力強化法(現・科技・イノベ活性法)、及び大学教員等任期法が改正され、上記の無期転換権の例外を認める特例立法が行われました。すなわち、各法所定の特例対象労働者との有期労働契約にかかる労働契約法第18条第1項の適用については、通算契約期間が10年を超えることが要件として定められました(科技・イノベ活性法第15条の2第1項、大学教員等任期法第7条第1項)。

これら例外規定のうち、大学教員等任期法に関し、経営福祉関係の授業を担当する専任講師が特例対象労働者に該当する裁判例(東京地判令和4年1月27日労判1268号76頁)もある一方で、次に述べる最高裁判決の原審である大阪高判令和5年1月18日では、介護福祉士養成課程を担当する専任講師職が特例対象労働者に該当しない判断を示しており、その解釈が確立しておらず、法的安定性を欠く状況にありました。

そのような中、最判令和6年10月31日第一小法廷判決(以下「本判決」といいます。)は、最高裁判所として初めてこの点に関する解釈を示し、特例対象労働者の該当性を判断したもとして、実務上重要な内容となっていますので、概要をご紹介します。

第2 本判決判旨抜粋

任期法は、4条1項各号のいずれかに該当するときは、各大学等において定める任期に関する規則に則り、任期を定めて教員を任用し又は雇用することができる旨を規定している(3条1項、4条1項、5条1項、2項)。これは、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与するとの任期法目的(1条)を踏まえ、教員の任用又は雇用について任期制を採用するか否かや、任期制を採用する場合の具体的な内容及び運用につき、各大学等の実情を踏まえた判断を尊重する趣旨によるものと解される。そし

て、任期法4条1項1号を含む同法の上記各規定は、平成25年法律第99号により労働契約法18条1項の特例として任期法7条が設けられた際にも改められず、上記の趣旨が変更されたものとも解されない。そうすると、任期法4条1項1号所定の教育研究組織の職の意義について、殊更厳格に解するのは相当でないというべきである。

前記事実関係によれば、生活福祉コースにおいては、被上告人を含む介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されており、実務経験をいかした実践的な教育研究が行われていたといえる。そして、上記の教育研究を行うに当たっては、教員の流動性を高めるなどして最新の実務経験や知見を不断に採り入れることが望ましい面があり、このような教育研究の特性に鑑みると、上記の授業等を担当する教員が就く本件講師職は、多様な知識又は経験を有する人材を確保することが特に求められる教育研究組織の職であるといえるべきである。

したがって、本件講師職は、任期法4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たると解するのが相当である。

第3 解説

本判決では、大学教員等任期法の趣旨目的からすると、大学教員等任期法第4条第1項第1号に定める教育研究組織の職の意義について殊更厳格に解するのは相当でないとして、原審の判断を覆し、大学の介護福祉士養成課程を担当する専任講師職は同号所定の教育研究組織の職に当たると判断しました。

日本の労働法制においては、労働者保護の観点から、労働者を解雇できる場合が制限されているため、多様な知識又は経験を有する人材を確保しつつ、流動性を高めるなどして最新の実務経験や知見を不断に採り入れることを希望する使用者においては、こうした人材との間で有期雇用契約を締結することが一つの方法となります。本判決は、労働契約法第18条第1項の制定前から存する大学教員等任期法の改正経緯も確認した上で、大学等の研究機関の資金は外部から期間や研究プロジェクトを定めて供給される場合が多く、5年という期間で無期転換を認めることが困難であるといった各大学等の実情を踏まえた判断を尊重する同法の趣旨に適合するものと考えられます。

○参考文献

- ・菅野和夫=山川隆一『労働法(13版)』814-815頁
- ・水町勇一郎『詳解 労働法 第3版』425-426頁

1 菅野和夫=山川隆一『労働法(13版)』814-815頁。

ファイナンシャル・ランナーズ駅伝参加のご報告

弁護士 森山雄平

今冬も冬の風物詩である、「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝」が、昨年12月7日(土)に開催されました。本大会は金融業界に関係する方々が、「チームで襷を繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展へ繋げていく」という理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会の主催で開催されており、昨年は開催11年目となりました。ゲストランナーとして住友電気工業陸上競技部の監督である渡辺康幸氏が参加されました。昨年も箱根駅伝の予選会会場である、国立昭和記念公園が会場となりました。MCは例年同様、ケチャップ氏が務められ、会場を盛り上げてくれました。

本大会は、4人1チームで1区5キロメートル、合計20キロメートルを走るというものです。「男性の部」「女性の部」「男女混合の部」の3部門があり、1名以上は金融業務に従事している方等が参加する必要があります。当事務所は、第1回大会より本大会に協賛するとともに、チームとしても参加しております(昨年当事務所のロゴを変更したのですが、大会協賛として表示されているロゴが変更されておらず、旧ロゴのままとなっております。今年に変更いたします。)。また、本大会においては、鈴木秋夫弁護士が各部門の第3位チームの表彰式プレゼンターを務めました。

昨年の駅伝には一昨年の3チームから1チーム多い、4チームが男性の部からエントリーしました。フルマラソンを完走するなど日頃からトレーニングを行う者から、前年に引き続き参加する者、本大会を契機に走り始めた者まで、大阪、東京から参加者が集まりました。



襷の受け渡しを行う(手前から)鈴木弁護士・亀田弁護士

当日の朝は冬を感じさせるような寒さであり、最高気温は12度であったものの、ほとんど雲のない快晴であり、絶好のマラソン日和となりました。今年は290チーム、合計1160人の方が参加し、参加者、応援者らで会場は賑わっていました。



全員でゴールする(右から)金澤弁護士・小宮弁護士・町田弁護士・今井弁護士

会場のステージやゴール地点で記念写真を撮り、開会式を終えた後、スターターピストルの合図で駅伝がスタートしました。昨年も当事務所はオリジナルTシャツを着用しました。オモテには「中央総合」の文字が、ウラに大阪の通天閣、東京の東京タワー、京都の東寺の五重塔が印字されたデザインです。私は第1区の走者として、他の参加者と一斉にスタートしました。走っている最中、金融機関や会社名の入ったTシャツを着ている参加者も多く、本大会の規模の大きさを感じました。コースは日陰も多く、やや肌寒く感じましたが、他の弁護士や事務員、主催者の方や他の参加チームの応援もあり、なんとか完走することができました。参加した他の弁護士も、それぞれ全力で走りきり、多くの汗をかき1日となりました。



チーム全員で20キロを走りきり談笑する(右から)榎瀬弁護士・木村俊太郎弁護士

表彰式が行われ、各部門の第3位チームには、鈴木弁護士より、賞状、トロフィー及び記念品が贈呈されました。当事務所参加メンバーも25分以内で走る者がほとんどであり(私は遠く及びませんでした)、中央総合ラビッツ(鈴木弁護士・赤崎弁護士・大口弁護士・亀田弁護士)が1時間20分58秒の好タイムを記録しました。

私は今回、初めて参加させていただきましたが、練習の段階で、自分の体力がほとんどないことを実感いたしました。今年は適度に運動を行い、健康的な生活を心がけます。

ファイナンシャル・ランナーズ駅伝は今年も12月第1週に開催される予定です。読者のみなさまにおかれましては、金融業務に従事されている方も多いと思います。1人5キロメートルと比較的短距離で、走る意欲はあるもののフルマラソンやハーフマラソンに参加する足取りが重い方に適しています。ぜひ奮ってご参加ください。



当日ステージにて

● 敵対的買収余話(続)―制度信用取引決済目的の短期売買と利益提供

弁護士 森本 滋
(オブカウンセル)
(京都大学名誉教授)

2024年春号において、制度信用取引と短期売買利益提供制度の解説をしました。今回は、それを踏まえて、制度信用取引決済目的の短期売買によって得た利益約19億円及び遅延損害金の支払いを命じた東京地判令和5年12月6日判時2593号62頁及びその控訴審である東京高判令和6年7月31日資料版/商事法務486号144頁を紹介します(本件は上告・上告受理申立中)。なお、筆者は、原告(対象会社)代理人の依頼を受けて、東京地方裁判所に法律意見書を提出しています。

第1 事案の概要

制度信用取引を含む大量の市場買付けを通して経営支配権を争っている主要株主(買収者)が、信用買いの約1月半後の貸借取引申込停止措置実施中に信用買い株式を売り付け(返済売り)、それと同一時間に同一数量・同一価格で同株式を買い付けるクロス取引を行いました。対象会社は、主要株主に対して、短期売買(信用買いとその返済売り)によって得た利益の提供を求めて本件訴訟を提起しました。

最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁は、類型的にみて取引の態様自体から秘密(内部情報)を不当に利用することが認められない場合には(以下「類型的適用除外取引」といいます)、短期売買利益提供制度は適用されないと判示しました。返済売り(本件売付け)ないし本件クロス取引が類型的適用除外取引となるかどうかは本件の最大の争点です。

第2 買収者の主張

主要株主は、本件クロス取引は、貸借取引申込停止措置実施中の現引きが選択不可能な客観的な状況において現引きと同様の効果を実現するために行われたもので、貸借取引申込停止措置実施中の買い建玉の現物株化のためには誰であっても行わざるを得ない類型的な取引態様であり、これを一体としてみるときは、取引の前後で持株数は変化せず、当該取引から利益を生じない、個別的な投資判断の余地のない(秘密の不当利用の余地のない)類型的適用除外取引であるとし、本件クロス取引の一部を構成する本件売付けは金商法第164条第1項(以下「同条項」という)の「売付け等」に該当しないと主張し、これを認めないと、主要株主は、短期売買利益を生じさせない信用取引の決済手段が保障されず、

信用取引そのものを事実上利用できなくなり、同条項の規制目的である利益の保持を超えて財産上の不利益を課す過剰規制となり、憲法第29条に違反することになると主張しました。

第3 令和5年東京地判

令和5年東京地判は、①本件売付けと本件現物買いは法的には別個の取引(独立した二つの取引)であって、本件売付けは同条項の「売付け等」に当たる、②本件売付けが買い建玉を現物化する手段・方法として行われたものかどうかは当該取引を行った者の動機・目的に関わる事情であり、類型化になじむものでなく、取引態様として考慮するのは相当でない、③信用買いをした投資者は、どのタイミングで自己資金を拠出して、株主権を取得し金利負担から免れるかという投資判断を行っている、④本件売付けにより信用買いの利益を確定して現物株の再投資を行うという点が投資判断を伴う、⑤一般的にクロス取引は保有株式の含み益の実現や節税対策などの投資判断を含むもので秘密の不当利用のおそれがある、⑥本件売付けに同条項の適用を認めても、短期売買から得た利益の保持を制限するにすぎず、制度信用取引を利用した売買取引を禁止するものではないとして、対象会社の請求を認めました。

第4 令和6年東京高判

令和6年東京高判は、基本的に令和5年東京地判に従い、類型的適用除外取引該当性の判断に当たり、取引に関する個別の事情や取引主体における主観の事情(取引の目的・動機など)を考慮に入れることは許されず、例えば、取引を行うことが法的に義務付けられ、当該取引について任意性を欠くと認められる場合が類型的適用除外取引に該当するのであって、現引き決済と同じ効果を得ることは取引主体の目的・動機にほかならず、「(現引き)代替的クロス取引」という類型的取引態様を認めることはできず、本件売付けが市場を介した独立の取引として存在する以上、キャピタルゲインの取得があるというべきであり、これに同条項の適用を認めることは過剰規制でないとし、同条項は、個々の取引における特定の内部情報の不当利用によるキャピタルゲインの取得を罰則により規制する金商法第166条第1項とは規制対象・方法を全く異にすることを強調しています。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 富川 諒
弁護士 小宮 俊						
弁護士 中務嗣治郎 (シニアカウンセル)	弁護士 岩城 本臣 (シニアカウンセル)	弁護士 森 真二 (シニアカウンセル)	弁護士 加藤 幸江 (シニアカウンセル)	弁護士 森本 滋 (オブカウンセル)		
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 新澤 純	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大 (金融行動務中)	弁護士 藤野 琢也	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)
弁護士 榎 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林 優吾 (民間企業勤務中)	弁護士 佐藤 諒一 (金融行動務中)	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟
弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 三村 侑憲	弁護士 野崎 佐季
弁護士 龜田孝太郎	弁護士 中村 優介	弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平	弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝
※国際法務弁護士 アダム・ニューハウス (オランダ系弁護士)	ガフナルニアウ カフナルニアウ ルシンダ・ローマン 弁護士	カフナルニアウ カフナルニアウ ロナルド・カスティヤン 客員弁護士	八木 良一	法務部長 上田 泰豊		